

制定 平成31年3月27日 原規総発第1903273号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1603311号（平成28年3月31日原子力規制委員会決定））第12条第2項の規定に基づき、原子力規制委員会平成31年度年度重点計画を次のように定める。

平成31年3月27日

原子力規制委員会

「原子力規制委員会平成31年度年度重点計画」の制定について

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会平成31年度年度重点計画」を別添のとおり定める。

原子力規制委員会
平成31年度重点計画

平成31年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会では、IAEAの要求事項も踏まえたマネジメントシステムを本格運用するため、平成26年9月に原子力規制委員会マネジメント規程を策定するとともに、これに基づいて平成27年2月に原子力規制委員会第1期中期目標を策定した。

当該中期目標を踏まえ、毎年度、重点的に取り組むべき事項として、年度重点計画を定めており、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価に用いる政策体系とともに、平成31年度の重点計画を定めるものである。各部署においては、本年度重点計画を踏まえて平成31年度業務計画を定めるものとする。

目次

I 原子力規制行政に対する信頼の確保	2
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組	2
2. 組織体制及び運営等の継続的改善.....	3
3. 国際社会との連携	3
4. 法的支援、訴訟事務等の実施.....	4
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	5
1. 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施	5
2. 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施.....	5
3. 最新知見に基づく規制制度の策定、見直し.....	6
4. 安全と核セキュリティと保障措置の調和	7
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施.....	7
III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	8
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視.....	8
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析.....	8
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施.....	8
IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	10
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善.....	10
2. 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映.....	10
3. 安全研究の推進	11
4. 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進	12
V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	14
1. 核セキュリティ対策の強化	14
2. 保障措置の着実な実施	14
VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化	15
1. 最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善.....	15
2. 放射線モニタリングの実施・技術的検討	15
3. 危機管理体制の充実・強化	16

平成 31 年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA 管理番号
I 原子力規制行政に対する信頼の確保		
1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組		I.1.
2. 組織体制・運営等の継続的改善		I.2.
3. 国際社会との連携		I.3.
4. 法的支援、訴訟事務等の実施		I.4.
5. その他		I.5.
II 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施		
(原子炉等規法関係)		
1. 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施		II.1
2. 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施		II.2
3. 最新知見に基づく規制制度の策定、見直し		II.3
4. 安全と核セキュリティと保障措置の調和		II.4
(放射線障害防止法関係)		
5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施		II.5
6. その他		II.6
III 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等		
1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視		III.1
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析		III.2
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施		III.3
4. その他		III.4
IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築		
1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善		IV.1
2. 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映		IV.2
3. 安全研究の推進		IV.3
4. 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進		IV.4
5. その他		IV.5
V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施		
1. 核セキュリティ対策の強化		V.1.
2. 保障措置の着実な実施		V.2
3. その他		V.3
VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化		
1. 最新知見に基づく放射線防護対策に係る技術的基準の改善		VI.1
2. 放射線モニタリングの実施・技術的検討		VI.2
3. 危機管理体制の充実・強化		VI.3
4. その他		VI.4

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、I～VIとする。

I 原子力規制行政に対する信頼の確保

1. 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保に係る取組

- ・ 独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。
- ・ 原子力規制庁職員と被規制者との面談内容について、より詳細な内容を公開すべく方法を検討し、平成 31 年 4 月から試行する。
- ・ ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。
- ・ ホームページの改善に関し、平成 30 年度に行った階層構造等の見直しの結果を活用し、原子力規制委員会ホームページのリニューアルに向けた概念設計・詳細設計を実施する。
- ・ 原子力規制委員会の結果概要をホームページに掲載する等の取組を継続するとともに、社会的な要求の高まりなどを踏まえ、必要に応じて、専門的内容について平易な言葉や理解しやすいイメージなどを用いて説明するコンテンツを作成する。

(外部とのコミュニケーションの充実)

- ・ 立地自治体等の地元関係者、被規制者（原子力事業者）等とのコミュニケーションに関する取組を、委員長・委員にとどまらず、様々なレベルにおいて進め、多様な意見に耳を傾けていく。
- ・ 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について、主要原子炉施設の立地自治体等との調整を順次進め、調整の整った全ての場所において開催していく。
- ・ 新規規制基準適合性審査の結果の住民への説明について、立地自治体等の要請に原則として全て応えて職員を派遣し、丁寧にわかりやすく説明していく。
- ・ 立地自治体首長等の訪問に対し、できるだけ委員又は幹部職員が面会するなど、積極的なコミュニケーションに努める。
- ・ 原子力事業者の経営責任者（CEO）との意見交換を、全ての主要原子力施設保有者を対象に順次開催し、安全性向上についてコミュニケーションを進める。
- ・ 原子力部門の責任者（CNO）との意見交換を年間 3 回程度開催し、安全性向上のための具体的取組や課題について議論を行っていく。
- ・ 原子力事業者及びメーカー等により新たに設けられた「原子力エネルギー協議会」（ATENA）とのコミュニケーションの方法等について、CNOとの意見交換等を通じて検討を進める。
- ・ 原子力安全、技術、規制等に関し、事業者の考え等を聴取するため、随時、公開の会合において被規制者と実務レベルの意見交換を行っていく。

【評価の視点】

- ・ 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたか。
- ・ 試行を通じて面談等のより詳細な内容の公開ができたか。

- ・ ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、等級 A 以上を達成できたか。
- ・ ホームページの概念設計、詳細設計、サイト構造設計書を作成することにより、ホームページ改善実施に向けた見通しが得られたか。
- ・ 地元関係者等との意見交換、CEOとの意見交換、CNOとの意見交換を適正に設定できたか。
- ・ 社会的な関心が高いテーマについてわかりやすく情報発信できたか。
- ・ 以上を含めて、総合的に、年度を通じて、独立性・中立性・透明性を確保しつつ、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行ったか。

2. 組織体制及び運営等の継続的改善

- ・ 改善ロードマップに沿って、健全な組織文化・安全文化の醸成活動を継続する。また、EBPM（根拠に基づく政策立案）の視点を踏まえた PDCA の効率的な運用を継続する。
- ・ 原子力規制委員会の業務マニュアル類を体系的に整理し、オンライン一元化、マネジメント規程を補完する文書や欠落したプロセス文書の整備を進める。
- ・ 業務改善につながる内部監査を実施する。
- ・ 2019 年夏以降に IAEA による総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッションを受け入れる。

【評価の視点】

- ・ 統合マネジメントシステムによる組織業務改善があったか。
- ・ IAEA による総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッションの受け入れを通じて、組織体制及び運営等を含む規制基盤の改善が行われたか。

3. 国際社会との連携

- ・ 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。
- ・ 二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、重要度に応じた原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底するため、引き続き国際室を中心に庁全体として取り組む。
- ・ 経験豊富な職員の獲得、教育・訓練・研究・国際協力を通じ、職員の国際活動に係る力量向上に取り組む。また、若手人材の国際活動の経験の獲得を促す。加えて、関係部局が連携し、国際活動への参画を促進する環境の充実や職員の研修内容の一層の向上に取り組む。

【評価の視点】

- ・ 二国間、多国間の枠組みを活用して海外の原子力安全に関する知見の収集を行えたか。
- ・ 国際社会における原子力安全に関する活動に参加・貢献できたか。
- ・ 国際協力業務への資質のある人材を育成したか。

4. 法的支援、訴訟事務等の実施

- ・ 原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応する。これに関して、訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、訴訟や不服申立てに係る遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。
- ・ また、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するため、新しい知見の収集を始め、それらに活用できる調査を行っていくこととする。
- ・ 法令等の立案・作成や手続的な課題について検討を行い、改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。

【評価の視点】

- ・ 年度を通じ、原子力規制委員会の業務に係る訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。
- ・ 年度を通じ、訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。
- ・ 年度を通じ、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。

Ⅱ 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 原子炉等規制法に係る審査の厳正かつ適切な実施

- ・ 事業者からの申請に基づき、発電所や核燃料施設等ごとの立地特性を踏まえつつ審査会合における論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施していく。
- ・ 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請等について、厳正かつ適切に審査を実施する。

【評価の視点】

- ・ 設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請等について、厳正かつ適切に審査を実施したか。
- ・ 高速増殖原型炉もんじゅ、東海再処理施設等について、廃止措置計画の審査等を適時適切に実施したか。

2. 原子炉等規制法に係る検査等の厳正かつ適切な実施

- ・ 関連部署との調整及び被規制者からの情報収集を滞ることなく行い、工事計画認可、保安規定認可等の審査の結果を踏まえた上で、使用前検査、保安検査等の検査を厳正かつ適切に実施する。
- ・ 原子力施設で発生した事故トラブルに対して事業者が行う原因究明と再発防止対策の適切性について、規制当局として独立した立場で確認するとともに、潜在的な安全上の影響も考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を加えた上で評価を実施する。その際、被規制者との議論に関する過程の透明性向上、対策実施の迅速化等を図るため、随時公開会合を開催するとともに原子力規制委員会に対して適時報告を行う。

【評価の視点】

- ・ 新検査制度の運用に向け、必要な検討を行い、新検査制度に関する規則案等を準備できたか。
- ・ 新検査制度の施行に向けた試運用を実施することができ、被規制者における改善措置活動の対象範囲や案件数が拡大したか。
- ・ 審査の結果を踏まえた上で、厳正かつ適切に検査等を実施し、原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数及び第15条による報告件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数はいずれも0件であったか。
- ・ 評価の実施に当たっては、事故トラブルに対して事業者が行う原因究明と再発防止対策の適切性について、規制当局として独立した立場で確認するとともに、潜在的な安全上の影響も考慮し、原子力安全上の対応措置等の教訓に関する考察を行ったか。その際、事業者の対応に基づき随時公開会合を開催するとともに原子力規制委員会に対しても適時報告を行ったか。

3. 最新知見に基づく規制制度の策定、見直し

- ・ ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行う。
- ・ 新検査制度の運用に向けた文書案等を作成するとともに、2018年開始した試運用を通じて精査し、2020年4月の施行に向けて、必要な政令・規則案等を完成させる。また、検査グループで実施する試運用に加え、現行検査の中で、新検査制度の手法を取り入れた試行を行い、検査官の力量向上を図る等、新検査制度の本格運用に向けた準備を進める。
- ・ 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について検討を行い、制度改正の要否等について一定の結論を得る。
- ・ 原子力施設の安全性に影響を与えうる、地震、津波、火山等の自然現象の情報収集及び分析の強化を行い、適切に規制への反映を行う。
- ・ 最新知見及びその重要性・緊急性を勘案し、必要に応じて随時基準等の見直し等の検討を行う。
- ・ 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析・スクリーニングするとともに、技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、スクリーニング結果の妥当性の検討を行った上で、その結果を原子力規制委員会に報告する。

【評価の視点】

- ・ ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行ったか。
- ・ 規制制度への反映が必要な事項について、現行検査の中で新検査制度の手法を取り入れた試行を実施し、新検査の本格運用に向けた準備を行うなど、計画的に検討及び制度改正を行ったか。
- ・ 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策について検討を行い、制度改正の要否等について一定の結論を得たか。
- ・ 原子力施設の安全性に影響を与えうる、地震、津波、火山等の自然現象の情報収集及び分析の強化を行い、適切に規制への反映を行ったか。
- ・ 審査を通じ新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進めたか。

- ・ 規制基準が改正された場合は、それに伴う審査及び検査を厳正かつ適切に実施したか。
- ・ 情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的を開催し、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施したか。

4. 安全と核セキュリティと保障措置の調和

- ・ 許認可申請等がなされた場合、担当部署から他の措置の担当部署に照会をしてそれぞれの観点で影響がないか確認する。
- ・ 現地検査官等が他の措置に関する気づき事項があった場合には本庁の関係部署に情報共有等を行う。
- ・ 信頼性確認に係る訓令に基づき、適切に運用する。

【評価の視点】

- ・ 上記のそれぞれについて、適切に運用したか。
- ・ 規制要求化の要否の検討に向けた干渉事例の収集等を継続的に行ったか。

5. 放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

- ・ 改正した放射線障害防止法の施行に伴うガイドの策定・整備を継続的に取組み、文書体系の整備を図る。また、教育項目、危険時の事前対策、防護措置等の新たな規制要求の実施に係る審査・検査の厳正かつ適切な実施を行う。
- ・ IRRS の指摘事項等を踏まえた、眼の水晶体の等価線量限度、モニタリング品質保証に関する事項の規制への取り入れ等、放射線障害防止法の規制制度の改善を検討する。

【評価の視点】

- ・ 改正した放射線障害防止法の施行を踏まえ、厳正かつ適切な審査・検査を実施しているか。
- ・ IRRS の指摘や安全研究の成果を踏まえて、放射線障害防止法に関する法令の継続的な改善を行っているか。

Ⅲ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

1. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成2019年3月版）に示された1つ1つの事項が早期に達成されるよう、東京電力に実施を求め、その状況を監視する。また、中期的リスクの低減目標マップに係る事項のうち、重要検討課題と位置づけたものについては、特定原子力施設監視・評価検討会において検討を行う。
- ・ 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署間との調整及び被規制者からの情報収集を滞ることなく行い、実施計画を踏まえた上で、厳正かつ適切な検査等を実施する。

【評価の視点】

- ・ 中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、遅延なく進められる（平成31年度末までに33項目を完了）よう監視・指導することができたか。
- ・ 中期的リスクの低減目標マップに係る事項のうち、重要検討課題と位置づけたものについて、適切な検討が行えたか。
- ・ 実施計画の変更認可申請に対する審査及び審査の結果を踏まえた検査等について、厳正かつ適切に実施できたか。また、変更認可申請から1年以上経過している案件の数を0件とすることができたか。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

- ・ 高線量下で取り扱っていない技術的な項目について、東京電力が行う現地調査結果等を踏まえ、新たな知見が得られるよう継続して事故の分析を行う。
- ・ 事故の分析に係る国際的な調査研究活動等に参加し、国際的な原子力の安全向上に貢献する。特に、新規のOECD/NEA/GSNIの調査研究活動を主導するとともに、分析等をする。

【評価の視点】

- ・ 高線量下で取り扱っていない技術的な項目について、東京電力が行う現地調査結果等を踏まえ、新たな知見が得られるよう継続して事故の分析を行えたか。
- ・ 国際的な調査研究活動等に参加し、これらの結果等について海外へ情報発信できたか。

3. 東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施

- ・ 「総合モニタリング計画」に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その情報を遅滞なく公表する。
- ・ 「復興・創生期間」後を見据えて、モニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じる。

- ・ 地元の理解を得ながら、リアルタイム線量測定システムの配置の適正化を図る。

【評価の視点】

- ・ 総合モニタリング計画に基づいた陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。
- ・ 「復興・創生期間」後を見据えて、モニタリングのあり方について検討し、必要な予算措置等を講じたか。
- ・ リアルタイム線量測定システムの配置の適正化の見通しが得られたか。

IV 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

1. 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

- ・ 安全研究、規制基準等への反映の要否を検討する仕組み（以下、「GENERIC ISSUES タスクフォース」という。）、最新の知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直し等の検討を行う。
- ・ 民間規格の技術評価の計画を見直すとともに、当該計画に基づいて技術評価を行う。
- ・ ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行う。（再掲）

【評価の視点】

- ・ GENERIC ISSUES タスクフォース、最新知見等を踏まえ、着実に規制基準等の見直しの要否を判定したか。
- ・ 規制担当課への安全研究に関する情報提供（技術支援）を行ったか。
- ・ 必要に応じて民間規格の技術評価の計画を見直すとともに、当該計画に基づいて技術評価を行っているか。
- ・ ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分に係る規制基準の拡充・整備、第二種廃棄物に係る規制基準等の整備、クリアランスレベルの設定対象の拡大及び同レベルの合理的な確認方法の構築を行ったか。（再掲）

2. 国内外の最新知見情報に関する収集・分析と規制活動への反映

- ・ 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GENERIC ISSUES タスクフォースを運営し、最新知見を規制活動等に適切に反映させる。
- ・ 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策についての検討に関して、国外の知見、規制動向等を情報収集する。
- ・ 最新知見及びその重要性・緊急性を勘案し、必要に応じて随時基準等の見直し等の検討を行う。（再掲）
- ・ 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報を収集・分析・スクリーニングするとともに、技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的を開催し、スクリーニング結果の妥当性の検討を行った上で、その結果を原子力規制委員会に報告する。（再掲）
- ・ 原子力施設の安全性に影響を与えうる、内外の自然現象の情報収集及び分析の強化を行う。

（国外）

- 国外で発生した自然事象に関する情報収集の仕組みの構築に向けて、インドネシア地震津波を対象に、インドネシア原子力規制機関（BAPETEN）等を通じた協力による、インドネシアの研究機関等とのコネクションづくり及び現地調査の可能性の検討を実施する。
- インドネシア地震津波に関する情報（文献等）を入手すると共に、インドネシアで現地調査を行った外部有識者からのヒアリング及び意見交換を実施する。

（国内）

- 今年国内で発生した被害自然事象に関する情報収集（学会等の文献、外部有識者からのヒアリング等）および分析を実施する。

【評価の視点】

- ・ 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し、GENERIC ISSUES タスクフォースを運営し、最新知見を基準及び規制活動等に適切に反映させたか。
- ・ 発電用原子炉施設のデジタル安全保護系の共通要因故障対策についての検討に関して、国外の知見、規制動向等を情報収集できたか。
- ・ 審査を通じ新たな規制につながる可能性のある事案の抽出を適切に行うとともに、原子力規制企画課制度班を中心とし原子力規制部内、技術基盤課との連携の強化を図りつつ、適切に基準化の作業を進めたか。（再掲）
- ・ 規制基準が改正された場合は、それに伴う審査を厳正かつ適切に実施したか。（再掲）
- ・ 規則制度を改正した場合に伴う検査等を厳正かつ適切に実施したか。（再掲）
- ・ 情報収集、スクリーニングを実施した上で技術情報検討会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を定期的に開催し、国内外の事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を着実に実施したか。（再掲）
- ・ 原子力施設の安全性に影響を与えうる、内外の自然現象の情報収集及び分析の強化を行ったか。

（国外）

- インドネシアとの情報収集の仕組み作りは進んだか。
- インドネシア地震津波に関する情報を入手したか。また、情報を分析し、必要に応じて最新知見として技術情報検討会に報告したか。

（国内）

- 国内の自然事象として収集した情報を分析し、最新知見かどうか判断したか。また、規制活動に影響を及ぼす情報を技術情報検討会に報告したか。

3. 安全研究の推進

（安全研究の積極的な実施）

- ・ 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成31年度以降の安全研

究に向けて)」(平成30年7月18日原子力規制委員会)(以下、「実施方針」という)等に沿って安全研究を実施する。平成31年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たな重要な成果が出たものは、随時、速やかに論文等に取りまとめる。

- ・平成30年度に終了する5件の安全研究プロジェクトについては、本年4月を目処に安全研究成果報告書を作成する。

(安全研究の評価及び方針の策定)

- ・6月を目途に中間・事後評価を行い、7月に平成32年度の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。
- ・第3四半期までに事前及び中間評価を実施する。
- ・年度末までに年次評価に合わせて追跡評価も実施する。

(共同研究プロジェクト活動への参画)

- ・二国間(NRC、IRSN等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI等)に積極的に参加する。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信する。
- ・基盤グループ研究職の技術力向上を目的として、平成31年度よりJAEA安全研究センター等との共同研究(新規5テーマ)を開始する。

【評価の視点】

- ・実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。
- ・事前、中間、事後及び年次評価が計画どおりに実施できたか。
- ・二国間又は他国間の研究に関する国際活動に積極的に参加できたか。特に、東京電力福島第一原子力発電所に関するものは、国際的な調査活動等に参加し、これらの結果等を海外へ情報発信できたか。
- ・JAEA安全研究センター等の共同研究を計画どおりに進めることができたか。

4. 原子力規制人材の確保・育成及び研究系職員の研究環境整備の拡大・推進

(人材の確保・育成)

- ・確保については、引き続き定員に見合う実務経験者・新卒の採用を実施するとともに、人材育成事業の効果的な推進と評価を進める。
- ・育成については、平成30年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程の改善・充実を図るとともに、力量管理及び知識管理の更なる推進を図る。

(研究系職員の人材育成及び研究環境整備の拡大・推進)

- ・研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学やJAEA安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・

推進を図る。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努める。

- ・ 研究に専念させるためのバックオフィスに係る環境整備の充実・強化を行う。

【評価の視点】

- ・ 平成 31 年度増員分相当の 29 名（障害者 7 名含む）程度の採用者数を確保するとともに、新卒採用のうち 30%以上の女性割合を維持できたか。
- ・ 原子力規制人材育成事業については、引き続き意見交換会を実施するとともに、2019 年度に終了を予定している事業者について、事業の評価体系を整備できたか。その他の事業者についても達成度を評価し、その後の対応方針を検討できたか。
- ・ 新検査制度の本格的運用に向けて規制実務を担うことができる人材を確保・育成できたか。
- ・ 研究系職員の研究環境整備のため、大学や JAEA 安全研究センター等の外部の研究組織／部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の拡大・推進が図られたか。また、安全研究の結果に基づく公表活動を通じて、研究系職員の研究能力の向上に努めたか。
- ・ 研究に専念させるためのバックオフィスに係る環境整備の充実・強化がなされたか。

V 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

1. 核セキュリティ対策の強化

- ・ 実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の導入に伴う核物質防護規定の審査等を着実に実施するとともに、引き続き核物質防護検査等を厳格に実施する。また、核セキュリティに係る原子力規制検査関係文書の作成も含め、平成 32 年度の新検査制度の本格運用に向けた取組等の核セキュリティ対策の強化を着実に進める。

【評価の視点】

- ・ 核物質防護に係る規制を厳正かつ適切に実施しているか。
- ・ 新検査制度の本格運用に向けた取組を含め、核セキュリティ対策強化に資する制度整備を行っているか。

2. 保障措置の着実な実施

- ・ IAEA 保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行する。
- ・ 指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にする。

【評価の視点】

- ・ IAEA 保障措置その他の国際約束について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行したか。
- ・ 指定保障措置検査等実施及び情報処理機関の指導・監督を適切にしたか。

VI 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

1. 最新知見に基づく放射線防護に係る技術的基準等の改善

- ・ 放射線審議会の事務局を務める原子力規制庁は審議会の方針に基づき以下のとおり対応する。
 - － 関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を関係省庁と共有することにより、関係省庁との連携の一層の充実を図る。
 - － 関係省庁に対し、眼の水晶体に係る放射線防護の在り方の取り入れのための取組を促す。
 - － ICRP2007 年勧告の国内制度への取り入れに関する検討課題について、円滑な検討が進むよう調査等を行う。
- ・ 原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」について検討し、所要の改正を行う。
- ・ 放射線安全規制研究戦略的推進事業を着実に実施するとともに、平成 30 年度で終了した採択課題について、外部有識者による評価委員会を通じて、成果目標の達成状況等に関する事後評価を適切に行う。

【評価の視点】

- ・ 放射線審議会の円滑な調査審議のため、安全研究等を通じ、最新知見の計画的な収集、関係省庁との情報共有等を適切に行ったか。
- ・ 防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう、原子力災害対策指針の見直しを行ったか。
- ・ 平成 31 年度事業に係るプロジェクト管理を着実に行うとともに、平成 32 年度事業に係る重点テーマの選定及び公募を早期に行ったか。

2. 放射線モニタリングの実施・技術的検討

- ・ 緊急時モニタリングセンターに係る訓練、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの次期システムの構築、並びに原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備を着実に実施し、原子力施設周辺等における平常時・緊急時モニタリング体制の充実を行う。
- ・ 引き続き、環境中の放射線及び放射性物質の水準の測定・監視や、原子力艦寄港地の環境放射線モニタリングを確実に実施し、それらの情報を遅滞なく公表する。
- ・ さらに、「環境放射線モニタリング技術検討チーム」において、モニタリングの技術的事項について検討を行い、「放射能測定法シリーズ」の改訂版の策定等を進める。

【評価の視点】

- ・ 平常時・緊急時における放射線モニタリングの体制整備が行われ、環境放射線モニタリングが適切に実施されているか。
- ・ 全都道府県の毎日 9 時～10 時の平均の空間線量率を確実に公表できたか。
- ・ モニタリングの技術的事項が検討され、改訂等が適切かつ遅滞なく行われているか。

3. 危機管理体制の充実・強化

- ・ 原子力規制委員会の危機管理体制の充実・強化について、蓋然性の高い事案への初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを行う。また、年間を通じて多様な訓練を実施し、危機管理体制・指揮命令系統の更なる充実、運用の改善、能力の向上につなげる。
- ・ 原子力事業者防災の強化に当たっては、平成 30 年度の訓練の実施結果及び事業者との意見交換等を踏まえて、発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上を含め、事業者の緊急時対応能力のさらなる向上につながるよう、平成 31 年度の訓練を実施するとともに評価方法を改良する。
- ・ 緊急時対策支援システムを含めた統合原子力防災ネットワークシステム及び緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、引き続き、次期システムの着実な更新に努める。

【評価の視点】

- ・ 事案の蓋然性を考慮し、関係部署と連携しつつ原子力規制委員会の初動対応に関するマニュアルの整備・見直しを実施できたか。
- ・ 訓練・研修を体系的に整理し実施することにより、効果的に緊急時対応業務の能力向上に取り組むことができる環境を整備し、各職員の力量管理体制を強化できたか。
- ・ 発電所の指揮者の判断能力や現場の対応能力の向上につながる訓練について、平成 30 年度の訓練の実施結果を踏まえ、訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて平成 31 年度訓練実施計画等の検討を行い、平成 31 年度の訓練を実施できたか。
- ・ 平成 31 年度の原子力事業者防災訓練を全 39 事業所において実施できたか。また、平成 30 年の原子力事業者防災訓練の評価結果を踏まえ、評価方法の見直しの必要性を検討できたか。加えて、必要に応じ評価方法を見直し、それに基づき平成 31 年度の原子力事業者防災訓練の評価を行うことができたか。
- ・ 機器管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。